

よくある質問 Q&A

Q. マンション建設の場合、騒音・振動規制法に係る申請について教えてください。

A. くい打ち工事等特定建設作業を実施する場合は、事前に届出が必要となります。また、特定施設を設置する場合も同様です。なお、実施に当たり、工事工程を近隣の住民の方に事前に説明をするなどの騒音・振動対策をお願いします。

Q. 1日で終わる特定建設作業に届出は必要ですか。

A. 作業開始日に終了する建設作業は届出の必要はありません。ただし、数日間隔で1日ずつ作業を行うような場合は、作業開始日に終了する建設作業ではなく、連続する作業と見なしますので届出が必要です。なお、実施に当たり、工事工程を近隣の住民の方に事前に説明をするなどの騒音・振動対策をお願いします。

Q. 建設工事をする予定ですが、騒音・振動の規制値を教えてください。

A. 騒音規制法、振動規制法に係る特定建設作業を設置する場合は、その区域の区分ごとの騒音・振動の規制値を遵守しなければなりません。規制図については出雲市環境政策課において閲覧できます。